事　務　連　絡
令和２年９月７日

各都道府県衛生主管部（局）　殿

厚生労働省医政局医療経理室

令和２年度小学校の臨時休業に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業の期限延長に伴う交付申請書の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。
標記について、令和２年８月６日付にて各申請施設へ交付決定したところでございますが、今般の状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症への財政支援対策の一環として、事業の終了期限を令和２年12月31日まで延長することとなりました。
つきましては、事業の対象となる病院等への周知、下記提出期日までの申請書の取りまとめ及び提出について、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

１　交付申請書の提出を依頼する事業

補助金名	提出期日
小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業	令和２年11月30日（月） ※提出期日以降に事業が発生した場合はご連絡ください。

２　提出資料
（１）既に交付決定を受けている施設
小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業変更交付申請書
○総括表
○第１号様式（変更交付申請書）
・別紙１（所要額調書）
・別紙２（事業計画書、所要額明細書、基準額調書）
・収入支出予算書抄本
※申請書の内容は追加申請分ではなく、事業開始から終了日までの数値をご記入ください。

（２）新規に申請する施設
小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業交付申請書
〇総括表
〇第１号様式（交付申請書）
・別紙１（所要額調書）
・別紙２（事業計画書、所要額明細書、基準額調書）
・収入支出予算書抄本

３ 留意事項
（１）募集の際に都道府県において、各申請施設において学童保育を実施しているか等の申請内容に事実誤認がないか確認すること。

（２）本事業は、実施主体である医療機関に勤務する職員の子が通う小学校又は特別支援学校の臨時休校措置（学校保健安全法２０条に基づく学校の全部又は一部の休業によるもので新型コロナウイルス感染症に起因するものに限る。）に伴い、病院内保育所等が臨時・追加的に実施する学童保育を実施した際に追加的に人員を配置することに要する経費の財政支援事業であること。
※ 事業の詳細は、添付の「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業実施要綱」を参照ください。
※ 補助対象期間は「春休み終了日の翌日以降から令和２年 12 月 31 日までの期間（夏休みなどの休業日を除く。）の平日」であるため留意すること。

（３）本事業は、国からの直接補助事業であるため、都道府県における財政措置は不要であること。

（４）書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、参考資料の提出は必要最低限とすること。

（５）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）」に基づき実施するものであることに留意すること。

（６）期日までの提出が間に合わない場合は、事前に以下の連絡窓口まで報告すること。

（７）交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に以下の連絡窓口まで照会すること。

【連絡窓口及び交付申請書の送付先】
厚生労働省　医政局　医療経理室
山本　yamamoto-kouryuu.8s4@mhlw.go.jp

以上